

〈論文〉

## 旧満州時代における日本語教科書の考察

劉 紀 星

### 一 旧満州時期の日本語教育の概況

日本は日露戦争後、中国大陸に勢力を伸ばし、東北地方において、遼東半島の先端区域を関東州（のち1906年に關東都督府を置き、1919年に關東庁に改める）として租借し、長春以南の鉄道を南満州鉄道として、その経営権を得た。その関東州と満鉄に関連する地域において、日本は日本語教育を推し進めることになる。まず、関東州においては公学堂という、いわば日本の小学校にあたる学校で日本語教育が行われた。当初、日本語の授業数は週に10～14時間であったが、多すぎるとして、8時間となった。ちなみに中国語は10時間であった。日本語の教員は日本人が多数であったが、農村では殆どが中国人教員で、日本語の授業時間も減少ぎみであった。満鉄の附属地においては周囲にある中国側の学校の影響で、日本への反撥が強く、日本語教育は3年生からとされた。また当時、日本語教育が功を奏さないこともあり、日本人側（有力者）<sup>[1]</sup>からも「此の際、公学堂は閉鎖すべし」という日本語教育不要論が出されることもあった。

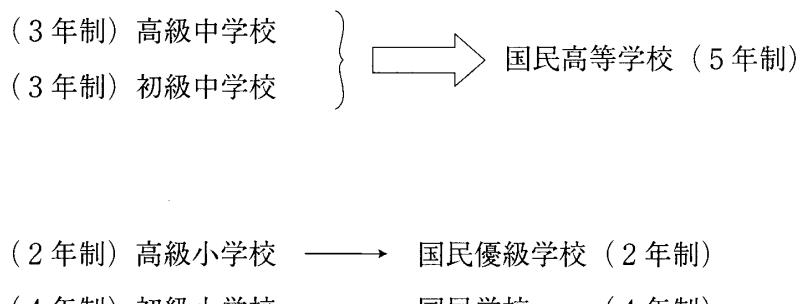
1932年に満州国が成立すると、日本語教育は本格的に展開されることになる。当初は中学校の英語の授業数の半分を日本語の授業に当てており、小学校1年生からの日本語教育は1934年に始まり、1937年には満鉄附属地も満州国に含まれて、全体的統一教育が施されることになる。当時の日本人教師は、日本国内から招かれ、師範学校の出身者が多かったと言う<sup>[2]</sup>。また一部の中学校では日本語が他の授業でも用いられることもあった。

当時使われた教科書は、満州国文教部編纂のいわば国定教科書で、『初級小学校日本語教科書』（上下）などがあった。また日本人の教員は不足しており、1943年の教師数では

中学校の4000人の教員のうち日本人が1000人、小学校の5万人のうち日本人は1000人という少なさであった<sup>[3]</sup>。

満州国では日本語教育は植民地同様の方針がとられた。即ち、1937年の「学校教育ニ於ケル日本語普及徹底ニ関スル件」が公布され「日本語教師ハ日本語教授ニ際シ單ニ語学トシテ之ヲ取扱フコトナク日本語ヲ通テ日本精神、風俗習慣ヲ体得セシメ以テ日満一徳一心ノ真義ヲ發揚スルニ努ルコト」、「教職員及学生、学校生活ニ於テハ勿論家庭生活ニ於テモ可成日本語ヲ励行スルコト」と記されている。また同年5月の「国民学校令」で新学制が公布され、その「学制要綱」において「日本語ハ日満一徳一心ノ精神ニ基キ國語ノ一トシテ重視ス」と述べられている<sup>[4]</sup>。このように日本語教育は単に語学ではなく、日本精神、風俗習慣を教えるものとし、日本語を国語として重視するというものであった。また日本語による他科目の授業も半数ほどあった。1938年1月から国民学校の制度がとられるようになった。満州国における学制を次の表によって示す。

#### 《満州国学制》<sup>[5]</sup>



左の4段階の学制は1928年から始められたもので、1932年の満州国建国に際して引き続き施行され、1938年から国民学校を始めとする3段階の学制となった。これにともなって、日本語教科書も改められ、『国民学校日語国民読本』(全8巻)、『国民優級学校日語国民読本』(全2巻)が使われた。1936年からは、日本語検定試験が実施され、満鉄職員や官吏を養成することが目的であった。このように日本語教育は満州国の「国民」を形成するための手段として用いられたのである。満州国の日本語教育およびそれに先んずる中国東北地方の日本語教育においては、その語学教育方法論として、「直接法」という教え方が実施された。これは満州国における日本語教育の特色であるとともに、外国語を教育する方法として考察に値するものと考えられることから、その「直接法」の教育方法について次に述べることにする。

## 二 旧満州時代の日本語教育方法論

旧満州における日本語教育の直接法の講義は1912年の井上信翁に始まるとされる。それはドイツのベルリッツ式語学教育に基づくものであった<sup>[6]</sup>。ついで山口喜一郎（1872～1952）が1914年から普及につとめ、鹿子生儀三郎も直接法による日本語教育を始めている。1922年には山口喜一郎らにより、関東州と満鉄の統一教科書が作製され、満鉄教育研究所の大出正篤がその主事にあたった<sup>[7]</sup>。その教科書は①『初等日本語読本』（1924～1927）、②『第二種初等日本語読本』（1931～1933）、③『初等日本語読本』（1932～1933、1937～1940）であり、②の教科書は1932年から『初等日本語読本』と改題され、満州一帯で最も多く使用された。

日本語の直接法による指導方法は、「日本精神の理解は日本語によるべきだ」「国語の形式を通して民族の精神構造を形づくってゆく」<sup>[8]</sup>という目的論のもとで、翻訳を禁止し、日本語のみで日常の用語を理解するとともに、日本語の形成を通して民族の精神構造を作っていくという同化主義的発想との2面をあわせもつものであった。山口喜一郎<sup>[9]</sup>は「真に日本語の言霊を感じ、日本の文化を知り日本精神を体することができる」こととし、直接法を精神論と結びつけている。

この直接法の具体的方法としては、例えば絵を見て教員の発音をまねて耳で覚えたり、教員のしぐさを動詞として聞き分けて記憶するというやり方である。あたかも子供が、母親から見聞きしてくり返してまねをしながら覚えていくという自然的な学習方法と似ている。また考え方としては日本語は日本語のみを通して理解するのが真の語学の修得の方法であるというのである。山口喜一郎は対訳法と対比した形で直接法の長所を述べている。その中で、直接法教習の大綱として次の8項目が挙げられている<sup>[10]</sup>。「①言語習得の本来の順序に従ふ。②言語活動の本質に則る。③言語活動の全部を経験させる。④心理活動の全種類を総動させる。⑤言語教習を主題的に統一する。⑥学習者の心理発達を十分に利用する。⑦学習生活を外国語化して言語環境を形成する。⑧実用効果と共に教育効果を重んずる。」

母国語に翻訳しないで、その外国語のみで聞き、覚え、使うという直接法は、外国語を母国語におきかえ、文章を訳していくという「対訳法」とは全く異なる学習方法である。この直接法は母国語を使わないという点で特色がある。

### 三 満州時代の日本語教科書の分析

旧満州時代の日本語教科書を取りあげ、その特徴を検討する。

#### A 満州国建国以前の日本語教科書

満州国成立以前の時期に出版された教科書として、南満州教育会教科書編輯部が編纂した『初等日本語読本』<sup>[11]</sup>（全8巻、以下『初等』と略記する）をとりあげる。

##### （1）序言の所説について

この教科書に見える「緒言」の中で注目される事項（『初等』5~6頁）を以下に要約する。

- ・ 日本語教育の第一年で半年用いる。
- ・ 教科書の文字は片仮名を使う。
- ・ 1~5課は絵図のみとする。
- ・ 仮名遣いは編集部の制定による。

これらのが特記事項として挙げられている。また用意周到な指導書（教授参考書）が付されているのも特色であり、教科書の理解と分析に役立つものとなる。そこに示されているのが、当教科書の日本語教授法における三大方針である（『初等』173頁）。即ち、①話し方本位、②応用主義、③文型尊重がそれであって、①では読み書きよりも話し方に重点をおくとし、最も中心的なコンセプトとなっている。②の応用主義とは暗記だけでなく、実際に活用すること、③の文型尊重は単語の羅列ではなく、文として用いることを主張するものである。そして具体的な教育方法としては直接教授を提倡し、日本語のみによる日本語の授業を実施すべきであるとする。そして興味深いことに、日本語初步の教育標語として次の10条項が設けられている（『初等』173頁）。

- ①盲でも語学は達者（話し方本位）
- ②本は備忘録（話し方本位）
- ③一つ教えたたら三つに使わせよ（応用主義）
- ④丸呑み込みでは融通がきかない（暗誦主義排斥）
- ⑤香炉よりは其の鋳型が大事だ（文型尊重）
- ⑥家を建てるのに煉瓦が要るのだ（語句本位の教授排斥）
- ⑦対訳は一を利して十を失う（対訳排斥）

⑧答え方よりは問い合わせ方（問答法）

⑨優等生は教えなくても覚える（劣等生本位の教授）

⑩優等な教師は劣等生を作らない（劣等生本位の教授）

①～⑧は直接教授法の特徴を強く示しているといえる。つまり、実践的、話し方重視、意味（用法）重視、翻訳を排し、文型を重視する問答法などである。更に特徴的なのは⑨、⑩で、劣等生に照準をあわせた授業をすべきとしている。ここでのスローガンは劣等生がないようにしたいということであり、そのためには劣等生の対策を授業の主眼とし、また優れた教師の資質が必要であるとするものである。ここで劣等生本位の授業という点は注目すべきであろう。一般的な授業においてはややもすれば勉強のできる生徒が中心で、遅れている生徒がそれについてゆく状況が多く見受けられる。あるいはクラスの中程の学力にあわせて授業をする場合も考えられる。このような授業では理解できない生徒が出てくることになり、日本でのいわゆる「落ちこぼれ」という現象が生じることになる。この問題点に関して当教科書では明確な方針を唱え、「劣等生本位の教授」としている点は極めて特徴的である。その標語通りに実行されていたかは定かではないが、少なくともそのような考え方を示したことは一定の意義があることと思う。できない生徒の理解を最優先するのは教育の基本的姿勢であるからである。この「劣等生本位の授業」という標語は今日の日本の教授方法に関して再考に値するものと思われる。

ところで、この「教授参考書」においては標語⑦で示されているように対訳法を排斥し、直接法を用いる旨が述べられている。中国語を使用せずに、日本語だけで授業すること、また教科書もその方法に沿って構成されているとする。ただし、ある場合には対訳する方が早く理解されることもあるとしている。その例が「教授参考書」に記されている。即ち、「問の〔ナンデスカ〕〔コレワナンデスカ〕は中国語を用いてもよいが、出来るなら其の意を説明した後、日本語で問ふやうにしたい。」とあり（『初等』174頁）、また「補習語」（補充語句）についても「最初の一、二回は対訳して対照する必要があらうが、なるべく早く対訳を廃したい」とあって（『初等』174頁）、多少は中国語を便宜的に交えて説明するのも良いとしている。その具体策の一つの例として、「カクレンボ」の遊戯（『初等』47頁）を教える場合に「児童の間にこの遊戯が行われぬとすれば、了解し難い訳であるから、適当な機会にこの遊戯を教えて置きたい。其の場合の用語は本課の用語に相当するやうな中国語でよろしい。」（『初等』190頁）と指示されている。完全に日本語のみというのではなくさうである。但し、それらの語句は教科書の本文にはないものであって、問い合わせの言葉や補充語句に限られている。しかも、できるかぎり中国語を用いた対訳をせず、日本語を使うように指示されている点は直接教授法の主張の通りである。

## (2) 全体的特徴

ついで当教科書に即して全体的特徴を見てゆく。

## a. 絵のみによる学習

初めの1課から5課まで、文字はなく絵のみが示されている。(『初等』6~7頁)

その絵を見ながら日本語の発音を覚えるのであるが、描かれているのが筆と紙であるのには理由がある。「教授参考書」の説明によれば、鉛筆と本の提示が望ましいが、発音が難しいため、改めたという。中国人生徒にとって発音しにくい単語を避けるという配慮が加えられている。中国語と日本語の発音の相違を考慮した点は随所にあり、ただ単に必要な単語を機械的に教えるのではないことが窺える。確かに中国人にとって鉛筆・本の発音はしにくい。しかし筆は一般生活で使わないので、使用頻度の点はあまり考慮されていないことになる。絵は5課ともすべて学校生活を題材にとっており、クラスの状況や生徒の動作などが絵をもとに話されて、覚えることになる。



図 1



図 2

## b. カタカナによる表記

第6課からカタカナが使われ始め、巻4まで文章はすべてカタカナ文で記されている。また「花」の代わりに「ハナ」と書くように、対応する漢字がある場合でもカタカナだけで記されている。ここにも挿絵があり、図を見て発音を知り、そのカタカナ表記を覚えるという方法である。漢字を介さないで、絵から直接に発音することによって、物と言葉の対応を直接的に結びつけるためであろう。漢字に頼らずに音声としての

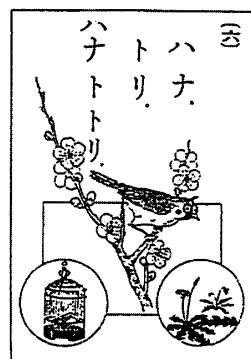


図 3

カナを学ばせる目的があったと見られる。(『初等』9, 11頁)。

音と物を直結させる覚え方は、ハナを花の漢字によって示し、その読み方としてハナを覚えるのとどちらが効果的であろうか。確かに、音と物を直接的に対応させれば話し言葉としては有効である。そのためにカタカナという表音文字は便利である。しかも対応も早いであろう。しかし、日中間には「花」という共通の文字があり、これを示すことによって、理解が速まり、記憶もしやすく、また「教授参考書」で示されているような、絵の梅を「ハナ」と誤解する心配もなくなる。利用可能なところは漢字を用いた方が便利であろうし、それは日中両国だけの有利な点であると思う。



図4

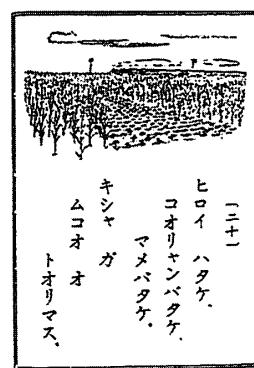


図5

表音文字としてカタカナを使っているのは中国人にとって便利であろう。カタカナは中国人の目で見ると漢字の一部分のように見え、比較的覚えやすい。これに比べてひらがなは読み・書きが難しく覚えにくい。ひらがなは漢字の草書体に由来するといわれるが、中国人にとってカタカナのほうが初歩の段階では覚えやすく、見分けやすいであろう。但し巻5からはひらがなが使われ始め、カタカナの課文と併用されるようになってゆく。当時の日本ではカタカナがかなり使われており、例えば当時の日本で使われていた国語の教科書がカタカナ書きを主としていたことは倉島長正『国語100年』<sup>[12]</sup>の資料で示される通りである。他方、一般向けの小説などではひらがなが使用されているため、これを習得する必要があり、ひらがな表記の課文の割合は次第に多くなってゆく。

### c. 表音仮名遣いの使用

かな遣いについては、表音かな遣いを用い、歴史的なかな遣いは本教科書では使われていない。当時の日常的な日本文には歴史的なかな遣いが多く残っており、そのことは、「教授参考書」に多々窺える。例えば「思ふ」「考へてゐる」「行はれたやうである」「必要があらう」のように枚挙に暇がないほどである。また今日でも表記と発音が異なる用例がある。

例えば「私はきょう町へ本を買いに行きます」の文は、発音としては「私わきょお町え本お買いに行きます」となる。この両者のすべての表記を発音通りに記しているのがこの教科書の大きな特色である。これは、かつて日本の植民地であった台湾、朝鮮において使われていた日本語教科書が歴史的な遣いであったのと対照的である<sup>[13]</sup>。当教科書が発音通りに改めている表音かな遣いの一例は次の通りである（『初等』42、62頁）。

「オジイサン ワ 町 エ ヤサイ オ 賣リ ニ 行ク ノ デス」  
「ソオ シマショオ」

それぞれ分かち書きをしているので、単語の分割が分かる。現代の文章表記に直せば「おじいさんは町へやさいを売りに行くのです」「そうしましょう」となるが、この発音の規則を学ぶのは初步の学生にとって相当に困難である。発音通りに表記すれば発音しやすいのは確かである。このような表音かな遣いを用いて朗読するのが最も分かりやすい方法なのである。満州国時代の日本語教科書<sup>[14]</sup>には表音仮名遣いの使用が明言され、「歴史的仮名使いを明示したところで何程の効果も挙げられないのみならず、却って話方教授の邪魔になるばかりである。初級小学校に於いては、専ら発音及び語法の正確を期し、必要な語彙の拡張に努むべきである」と記されている。欧米人ならば、そこでローマ字を用いるのであろうが、当時の中国人の学生にはカタカナを使って書き方を覚えながら発音してゆく方法が便利であったと考えられる。1920年代の日本語表記は歴史的な遣いが多く残っており、従ってこのような表音かな遣いに書き改める方法が意味をもっていたのであろうが、今日では歴史的な遣いは殆ど現代かな遣いに改められ、「～は」「～へ」「～を」が音声とかな遣いの代表的不一致文字であるため、それらの意味を確認すれば発音はそれほど複雑ではない。

### （3）各課の内容の検討

教科書の内容の構成をもとに、展開のねらいを考える。即ち、文法的な段階を考慮しているかなどの点である。これには「教授参考書」（『初等』174頁）が利用できる。卷1について各課ごとの目的の要点は次のように示されている。

- 1課 〔筆と紙の絵〕物を指定する時の言い表し方。
- 2課 〔机と椅子の絵〕物を指定する時の発表及び応答の言い表し方。
- 3課 〔授業の絵〕生物の存在及び静止状態の言い表し方。
- 4課 〔生徒の絵〕動作について、命令及び過去の言い表し方。
- 5課 〔登校の絵〕物の存在の言い表し方を教え、絵画教材の総括をする。
- 6課 〔花と鳥〕名詞を並べて言う時の言い表し方。カタカナの読み方、書き方。

- 7 課 [牛と馬] 名詞の前に形容詞を添える言い方。
- 8 課 [カラス] 静止及び活動状態の言い表し方。
- 9 課 [日の出] 既習の文型を練習。
- 10 課 [遊び] 主語省略の形、述語の上に場所を限定した形。
- 11 課 [朝会] 過去形の用法。
- 12 課 [授業] 命令の言葉とそれに対する動作。
- 13 課 [犬を描く] 疑問、応答、可能、否定の言い表し方。
- 14 課 [先生と授業] 別れの挨拶を教える。(14 課までは学校生活)
- 15 課 [村の自然] 文型は既習。(15 課より一般生活を扱う)
- 16 課 [楊柳の綿] 反復や倒置の形。
- 17 課 [燕と家鴨] 動詞の活用。場所を表す語。
- 18 課 [荷と馬車] 促音・拗音の練習。
- 19 課 [ロバに乗る] 韻文的な妙趣を味わう。省略語を補足する。
- 20 課 [高梁と汽車] 長音の矯正。場所を示す語の使い方。
- 21 課 [百合の花] 場所と物との相違を示す。
- 22 課 [気象の変化] 過去形と現在形の混じっている文。
- 23 課 [村の家] 文型は既習の応用。
- 24 課 [金魚] 動作の様子を問う形。
- 25 課 [広場での競争] 未定の形。感動詞を冠した文。当課で五十音の清音が全出。
- 26 課 [体操の動作] 動詞の上にある助詞。方向を問う言い方。
- 27 課 [学校での掃除] 物を指す「で」の用法。
- 28 課 [中国の国旗] 色の名称、短文の続け方。
- 29 課 [縄飛び] 誘引の言い方。数を取り扱う。主語の省略。
- 30 課 [家族] 家族の呼び方と敬語の用法。客語を含む修飾語。接続詞。
- 31 課 [停車場] 二動詞の熟語。動詞を問う言い方。
- 32 課 [大都会の市街] 存在の意を表す言い方。名詞を続ける言い方。
- 33 課 [中国の農村] 数を問う、注意を促して問う、否定して問う、下につけて問う言い方。
- 34 課 [かくれんぼ] 文末の感動詞。敬語を用いない形。
- 35 課 [遼東の豚の故事] 形容詞の名詞形。助詞・接続詞。濁音・半濁音修了。

以上は『初等日本語読本』全8巻のうちの第1巻について、その内容を順次示したもの

であるが、特徴として次のことを指摘しておきたい。

- ① 会話体と文章体が平易に扱われている。
- ② 各頁に挿絵があり、見て解るようにしてある。そこには中国の光景、衣服が描かれて、中国の国旗も示されている。
- ③ かくれんぼ、縄飛び等の日本の遊戯も扱われ、それらの場合、遊び方を説明するようにとの指示が参考書に記されている。
- ④ 表現には敬語が多く使われ、極めて丁寧な言い方になっている。例えば、「教授参考書」によれば「ヨミナサイ」は「雅馴な標準語」ではなく「オヨミナサイ」と言うのが「やや丁寧な形」とされ（『初等』12課）、「敬語を使わない形は普通の対話には用いない」としている。今日から見て、丁寧すぎると思われる表現に「ジオオカキナサイ」（『初等』12課）、「ウエノエオゴランナサイ」（『初等』30課の次の練習）等が見受けられるが、当時においてはこのような表現が教師から生徒に対しても通常使われていたのであって、現代よりも表現は丁寧であったと考えられる。その一例として宮沢賢治（1896～1933）『銀河鉄道の夜』（1924年初稿完成）<sup>[15]</sup>で先生が生徒たちに発問する際に「～ご承知ですか。」のような敬語を用いているのも当時の常用語であったと思われる。「ボク」「ワタシ」も使われず、すべて「ワタクシ」になっている。一方、今日とは敬語の待遇概念の異なる点も見受けられる。家族の紹介（『初等』30課）で自分の父母を「オトオサン」「オカアサン」といい、兄姉を「ニイサン」「ネエサン」とよんで、ともに身内なのに「イラッシャイマス」としているように、絶対敬語の用法が見られる。自分の父母兄姉に「イラッシャイマス」との表現を当教科書（『初等』（1924年版）、15頁）で用いているのに対して、後述する『第二種初等日本語読本』卷1（復刻版（1933年版）、218頁）では「イマス」となっており、敬語表現の変化が見うけられる。ほかの特徴として、
 - ⑤ 中国の故事が多く使われており、中国人学生への配慮と見られる。
- ⑥ 会話や日常で使える表現が主体であり、文法の系統的構成が見られない。簡単な表現、発音しやすいものから取りあげている。
- ⑦ 当時の語彙表現で現在の用法と異なるものが散見される。「ケイコ」（14課）、「タイソウ（キレイ）」（21課）、「(ヨイ) ココロモチ（デス）」（27課）など、現代ではありませんり用いられない語彙や表現が見られる。

#### （4）卷2～8の概略

卷2：漢字（大、赤、白、牛、馬など）が使われ始める。重陽節や正月用の春聯を例文の題材としている。

卷3： 文字の分量が増える。文字も小さくなっている。漢字が増えて、中国人には見やすい文章に近づいている。洗濯のとき棒で叩くのは中国の習慣であることが示される。今日から見れば、丁寧な言い方である「夏ワ暑ウゴザイマス」の表現が使われている。中国の故事として、虎の威を借る狐の話を用いる。日本の故事として、こぶとりじいさんの話を挙げている。

卷4： 上でも述べたが、当時の敬語の待遇性を示す例として、母に向かっての「イツゴロ起キタラヨオゴザイマスカ」や、教師が生徒に「皆サンワコンナ物オタクサン知ッテイルデショオ。言ッテゴランナサイ。」という文や、弟が姉に対して「姉サン、…クレヨンオ オ使イニナリマスカ」と尋ねる文等が多く見られる。

本文中に見える中国の習慣としては、炕（オンドル）、爆竹、廟会（縁日）及び中国の故事が題材になっている。日本式の学校行事としては学芸会の話題がある。因みに現在と異なる言い方として一日を「イチジツ」、七日を「ナヌカ」と読ませている。

卷5： 卷頭にひらがなの五十音が示されている。この巻からカタカナに加えて、ひらがなの使用が始まる。全25課のうち、カタカナ文は14課を占める。アクセントの表示が各課末の単語に丸点で示されている。例えば「みなみ」「けしき」「ございます」「えがおで」のように高音部分に丸点を付して表記されている（『初等』81、82頁）。アクセントのこうした指示は本教科書では初出である。但し全課ではなく第8課までにすぎない。日本語のアクセントは微妙であり、教えるのは難しい。また中国の習慣として清明節が、日本の習慣として遠足が取り上げられている。さらに、中国の故事として孟母三遷等も易しく書かれている。

卷6： 中国の故事として月と呉剛の話、韓信の話、孔子の国巡り、かまど祭りが挙げられている。日本の習慣として玄関で靴を脱ぐことおよび日本の和室が紹介されている。時代を感じさせる語句に映画を示す「活動写真」がある。全25課のうち、カタカナ文は7課を占める。

卷7： 全23課のうち、ひらがな文が増えて、カタカナ文は5課を占めるのみである。日本の習慣として運動会について記されており、中国の故事として徐福の伝説と張良の話が登場している。

卷8： 全23課のうちカタカナのみの文は4課だけに減っている。中国の社会、文化に題材をとったものが多く、北平（現在の北京）の紹介、中国地理の説明のほか、故事として、空城の計、寒食の由来、唐の太宗の話が載っている。また日本の紹介もあり、賞賛の言を添えている。その他、コロンブスのアメリカ大陸発見の物語も記されている。巻末は卒業式の文で、全8巻4年間の終了部分となっている。

1巻から8巻まで通覧してみたが、文法的な説明はなく、様々な題材を用いた短文によって日本語に慣れながら学習する形態をとっている。主語の「～は」、目的語の「～を」、目的地の「～へ」や語尾の音変化などは表音かなを用いているため、現代の文章と比べて違和感がある。巻2から部分的に表記かなを用いた方が他の文章をも読めるようになり、便利かつ効果的であると思う。但し、当時は歴史的かな遣いが多く、それらすべての習得は困難であり、捷径として表音かなを徹底して使用したのであろう。耳から覚え、口で話すには効率がよいのかもしれない。また巻5から巻8にかけて、カタカナ文が次第にひらがな文になるように工夫されている点が見てとれる。教科書の内容としても、特に国家思想が強いという傾向は見られず、日本の習慣、文化、社会の説明文にしてもイデオロギーの影響があまり感じられない文章であると思われる。

## B 満州国建国以後の日本語教科書

次に満州国建国以後の日本語教科書について見てゆく。南満州教育会教科書編輯部『第二種初等日本語読本』(全4巻)を例にとる<sup>[16]</sup>。編者は前掲の『初等』教科書と同じで、書名には「第二種」が加わっている。

以下、前掲の教科書(『初等日本語読本』)8巻本を『初等』と略称したのに対し、この『第二種初等日本語読本』を『第二種』と便宜上略記することとする。『初等』(全8巻)が639頁であるのに対して、『第二種』(全4巻)は439頁から成り、頁数では『初等』より減少している。これは「緒言」にあるように「本書ハ日本語教授時数ノ少ナイ初等学校用ノ教科書トシテ編纂シタモノデ、従来ノ初等日本語読本ヨリハ稍程度ヲ低クシテアル」(『第二種』205頁)と事由が記されている。全4巻を1年で1巻とし、4年間での学習終了を前提としている。また仮名遣いについては、『第二種』が編集部の制定によるとしている点は『初等』と同じで、歴史的仮名遣いは用いず、表音仮名遣いに従って表記している。

### (1) 序言の所説について

『第二種』にも「教授書」があり、その「緒説」に指導方針が記されているが、特筆すべき点として次の事柄が挙げられる(『第二種』343頁)。①言語学習の理想は言語を生活するにあるとする。これはグアンの所説を引用したものである。『第二種』教授書343頁に「グアン氏の『彼らは生活する言語のみ習得する』と言った言葉は千古の名言である。吾人は日頃日本語を学習せしめる場合には毫も氏の精神を忘れてはならないと思ふ。」とあり、グアンの所説が尊崇されている。グアンの教授法を山口喜一郎が活用したことにつ

いては関正昭・平高史也<sup>[17]</sup>が「山口喜一郎とグアンの教授法」で論じている。生活の中で使われる言語こそが身につくという主張である。②やむをえない場合以外は翻訳をしないで、日本語のみで教えること、つまり直接法を主張する。翻訳法では発音や話し方をマスターできず、身ぶりや絵図によって直接的に事柄・動作を言葉と結びつけ、話せるようになる直接教授法が最良であるとされている。この前言によれば、直接教授法の成否は学習事項の観念想起ならびに指導の準備いかんであるとし、言葉の意味を再現させて、直接に結びつけることとする。それには直観法と説明法（類推法）とがあるとし、初步の教育は前者の方法によるとしている（『第二種』344頁）。③読む、書くよりも話すことが目的であり、書物の意味を理解するのではなく、日常の用務に応じた話し方を学ぶ必要があるとする。④そして学習態度として、教師の話し方をよく聴き、その口形をよく見つめ、努めて遠慮せずに話す、この三つの態度が語学学習の成果を決めるものとしている。これらにより、全般的に直接教授法の理念を貫いていることが分かる。

## （2）全体的特徴

『第二種』教科書の全体を通覧して次の事柄が指摘できる。

まず第一に、発音についての説明が相当の頁数（11頁）を費やして解説されている。発音器官の図を多く用いて示しており、特に中国語の音と異なるものには詳しい要領が書かれている。キとチの相違、ウとオの違いなどがそれである。但し、発音の重要な点として、逐一の単一発音に拘るのではなく、言葉のまとまりとして、つまり話中の語句として発音を修得する事が大切であるとしているのは注目すべきである。アイウエオのような、箇別の発音を練習し矯正するのではなく、話し言葉として使う中で正しい発音を覚えるべきとする。但し、日本語特有の発音に慣れるために口体操遊戯が提唱されているのは一つの工夫であると思う。また「教授参考書」の巻1には、各本文に関連する発音について、発音器官の図示による説明が21例に及ぶなど、発音の解説を極めて重視していることが窺える。

第二に、文法については教科書本文にその類の説明は一切なく、構文や品詞の用語も使わず、ひたすら日本語の文章が記されている。これは生活用語を中心とし、聴く・話すを主眼とする教育方法によるためであり、文法指導の考え方として、「教授参考書」の説明に次のように述べられているのは注目すべきである。少し長くなるが引用する。

「『男ノ子、女ノ子』という場合はやはり一の場合の助詞で共存の事実をあげる表現法である。斯かる材料を取扱う場合に陥り易い弊は、文解的に文法的に語法的に指導しようとする行き方態度である。語法といい文法というのは多く表現から抽出され

たところの概念にすぎない。『自動車オ、乗リマシタ』という表現がいけないのは語法・文法に抵触するからいけないのでなくて、いけないからいけないのであり、表現しようとする概念と言語とが一致しないからいけないのであると考えて指導すべきである。勿論語法は言語運営上の規則であるけれども、我等の行う日本語教授は自己の思想を言語として自由に正確に発表すると同時に、他人の言語を自由に正確に了解し得る能力を養成するのが主要な任務であって、決して日本語を分解的に研究させることが仕事ではない。日常の指導が語法に悖っているというのでは勿論いけないのであるが、これを組織的に指導に企てたり、抽象的に学習させようと企図することは徒に教授をして無味乾燥に流れしめ、学習を倦怠せしむるのみで、良好なる結果を得ないのみならず、却って障害を将来せしむるおそれなしとしない。あくまで言語使用上の事実や、特に誤りやすい助詞、助動詞の用法等については、臨機必要を認めた場合、話方・読方・綴方に連絡して実際的に取扱い、一定の規則に帰納させる方法こそ、吾人の採るべき最良の態度であると信ずるものである。」（『第二種』366頁）

つまり、文法事項を教えるのではなく、実際の用例の中で学んでゆくという方法であり、いわば演繹法でなく、帰納法であるといえよう。また文法的解釈は有害であるともいっている。言語学習に文法は必要か否かという問題になるわけだが、ここでは文法は必要ではないとする。即ち「いけないからいけない」「一致しないからいけない」のであるとして指導しようとする。これも一つの教え方であり、説明を求められても「そのように言わない」としか答えられない場合もある。「初めに言葉ありき」と言われるように、文法はあとからまとめられたものであって、母語の習得には文法を用いず、習い慣れながら覚えていくのである。子供が間違いを犯しても母親は間違いを直すが、なぜ間違ったかの説明はしない。このように、母語の習得理論は支持されても、成人に対する外国語としての教授法の理念はあまり感じられない。従って、当時の教授法は外国語としての直接教授法ではなく、母語話者に対する言語教育法に近いことが資料から理解される。

第三として聞く・話すの重視も特徴となっている。日本では、江戸時代に漢文を学ぶ際には、文章理解が主体であって、漢文の訓読法が用いられた。そこでは中国語の発音は用いられず、読み・書きの学習方法によるものであった。日本では古来より会話形態においてはほぼ单一の言語である日本語で意志疎通がはかられたため、他の言語を聞く・話す機会がなかった。漢文は本来は日本にとって外国語なのであるが、それとても日本語によって読み下すという方法を発明して、日本語で理解する方法を用いたのである。

このように外国語を音から接する機会が極めて少なかった日本と比べて、中国の状況は大いに異なる。中国は現在 56 の民族からなる多民族国家であり、過去千年間にわたる政

治支配の変遷をみても、宋→元→明→清というように支配民族の交替が次々に生じている。民族でいえば漢民族→モンゴル民族→漢民族→満州民族のように変わっていった。この間において、時代によっては、モンゴル語や満州語が公用語となっている。中国の56民族のうち大多数は漢民族で55の民族は少数民族と呼ばれるが、一旦政権を担えば、公用言語となるのは当然であろうし、また少数民族の言語に接する機会も少なくない。そこでは読み・書きというよりもむしろ聞く・話す次元の言語接触が主体であったと思われる。こうして、直接的に他言語を耳にする状況が一般であった中国では聞く・話すが言語学習の主流であり、また読み書きよりも先んじて必要なことであった。ここに日中における言語教育の比重の違いが窺えるのであって、言語学習四技能のうち、日本では伝統的に読み書きが中心であり、中国では聞く・話すの学習が主体で好まれるのはこうした歴史的、地理的背景も重要な原因となっていると考えられる。こうした観点からみると、『初等』と『第二種』の教科書がともに読み・書きより、聞く・話す技能を重視している点は中国での“伝統的”な語学学習の傾向と一致していると思われる。

### (3) 各課の内容の検討

『第二種』教科書に則して各課の内容を述べる。まず巻頭の第1頁（『初等』教科書では課と称する）から第9頁まで、9枚にわたり絵のみが示されている（『第二種』206頁）。ここは『初等』教科書の4頁分より多くなっており、しかも日本語の細かな表現部分まで絵が用いられている。

卷1の1頁【登校】は登校の絵だけが彩色画で示され、同時に掛図で便所、廊下、玄関、職員室、教室を見せて、それらの名称を用いながら問答の形で会話をを行う。「最初は中国語を用ひてもよいが、出来るなら、其の意を説明した後、日本語で問ふやうにしたい。」と指示がある（『第二種』322頁）。物を指定するときの言い表し方を教える。補充語句は対訳の必要があるが、なるべく対訳は廃したいとする。

2頁【学校用品】は学校で使う用品として、帽子・靴・雑記帳・紙・筆・硯・墨・鉛筆・小刀が絵のみで描かれている。それらをさし示して学習するほか、付随する動詞、例えば帽子をかぶるなどの表現も覚える。物の指定と応答の言い方を目的とする。

3頁【教室】は朝会や教室の様子を描いた絵のみが示され、それらを見て、学校生活の動作を表現する。ここでは物の存在と静止の状態、動作の命令と過去形を教える。

4頁【動物】馬、ろば、犬、豚、鶏、牛の絵である。部分名称も教える。

5頁【花と木】タンポポ、スミレ、アカシアの花と柳を示す。また部分名称も教える。カラー印刷であるので、色彩の名称も覚える。

6 頁 [帰宅] 男の子、女の子、家族を関連して学習する。家屋の名称も使う。戸外にある瓶には言及しないように求めている。単語が多すぎないようにとの考えであろうか。

7 頁 [交通] 交通機関として飛行機、汽船、汽車、自動車、馬車、人力車を描く。説明に「支那語」を用いる場合、多くの時間をとらないようにとの指示がある (『第二種』324 頁)。

8 頁 [自然の風景] 絵のみにて、山、川、橋、道、野原、畑、村を示す。

9 頁 [運動場] 児童が活動する姿を描く。絵画のみの教材はここまでとなっている。

10~13 頁 [身体の部分] ここから文字が使われ始めるが、話し方本位で文字にとらわれないように、また発音を正確にするように求めている。文字の表記は卷 1 ではすべてカタカナで表音仮名遣いとなっている。

14~15 頁 [子供と犬] 静止と活動の状態を表す。

16~17 頁 [靴と帽子] 指示代名詞、人称代名詞、所有の言い方を学ぶ。

18~19 頁 [練習文] 10~17 頁までの練習文。既習の語を多用する。絵はない。

20~21 頁 [鶏と雀] 物及び生物の静止状態の言い表し方を会得する。

22~23 頁 [野原] 近称の代名詞 (ここ) に注意する。

24~25 頁 [山と海] 代名詞と形容詞を学ぶ。

26 頁 [船と水泳] 動作および助詞の使用法。

27 頁 [総合画] 絵のみ。20~26 頁をまとめた絵で復習する。

28~29 頁 [練習文] 文章のみによって復習する。

30 頁 [家庭生活] 絵のみ。起床、洗顔、食事、登校。次課以降の前置き。

31 頁 [登校の礼] 挨拶と敬語の練習。

32 頁 [朝会の鐘] 過去形、現在形、現在進行形の練習。(文章は『初等』の 11 課とは同じ。)

33 頁 [家畜] 豚と家鴨の絵を用い、問答形と形容詞を学ぶ。

34 頁 [体操] 運動の動作から関連語句を覚える。

35 頁 [下校の礼] 別れの挨拶を教える。(文章は『初等』の 14 課と同じ。絵は異なる。)

36~37 頁 [総合文] 30~35 頁の総練習。36 は教室内、37 は教室外。

38 頁 [川での洗濯] 2 文の結合を練習する。疑問文による応答を行う。

39 頁 [橋を渡るロバ] 複雑な文章を分解的に教える。

40 頁 [路傍の花] 事物の場所と様子を述べる。副詞を使う。

41 頁 [とんぼ] 名詞が副詞に変化する言い方。

42 頁 [総合画] 絵のみ。38~41 頁をまとめたもの。カラー頁である。

43 頁〔復習文〕38~41 頁の応用練習。単語としてではなく、文として学ぶ。

44 頁〔農村生活〕助詞・接続詞（そして）の使い方に慣れる。ここから農村の生活が題材となる。

45 頁〔草原の列車〕方向の言い方を会得させる。

46 頁〔帰宅〕どこから、誰を、いつ等の発問に答える。

47 頁〔夕ぐれ〕副詞の用法と進行状態の説明。

48 頁〔父母兄姉〕家族の呼び方と敬語。（『初等』30 課と同じ。但し、イラッシャイマス→イマス。）

49 頁〔弟妹〕客語を含む修飾語を覚える。（『初等』31 課と同じ。但し、ソレカラ→ソノホカニ、ゴザイマス→デス。）

50~51 頁〔復習文〕44~49 頁の農村生活の応用文。推量文に注意する。

52~53 頁〔五十音〕カタカナで示す。発音の正確さを求める。

54~55 頁〔五十音絵〕絵によって五十音の単語を覚える。

56 頁〔ぶらんこ〕相互対応の丁寧な言い方を習う。主語の省略にも注意。

57 頁〔かくれんぼ〕中国語を使って説明してもよいとする。

58~59 頁〔なわとび〕人の呼び方、数え方を知る。李を「リー」と長音にしないように指示は細かい（『第二種』教授参考書 429 頁）。

60~61 頁〔日の出〕擬声法、複数的記述法に注意する。

62~63 頁〔冬のようす〕擬声法・擬態法、副詞の音便、動詞の名詞化について学ぶ。

64 頁〔鉛筆を削る〕児童相互の会話の礼儀、感謝の言い方を身につける。

65 頁〔爪を切る〕主語や前提語の省略を理解する。

66~67 頁〔復習文〕56~65 頁の練習、問答に慣れる。

68 頁〔濁音・半濁音表〕67 頁までに既出したため、まとめとした。ヂとヅは参考のみ。

69 頁〔濁音・半濁音絵〕絵に示された単語で発音する。

70~71 頁〔山羊のけんか〕イソップ物語による。修身形式としない。事柄の推移の表現を知る。

72 頁〔兎と亀〕イソップ物語による。勝負の原則との矛盾に注意する。

73 頁〔物売り〕絵のみである。児童の自由発表の教材とする。

74~75 頁〔時計〕擬声法のほか韻文としての倒置法、省略法を用いる。（ネドコオシイテは日本の習慣である。）

76~77 頁〔コマ回し〕主語・客語の省略、掛け声、擬声法・擬態法、感嘆詞を学ぶ。

78~79 頁〔しゃぼん玉〕擬態法のほか、名詞を作る「ノ」の用法を知る。

80~81 頁 [春の花鳥] 早春の光景と春を待つ心を表わす。

以上は『第二種』の卷 1 に付されている「教授参考書」のうち、「趣意書」の部分を中心に各課のテーマと主旨を列記したものであるが、『初等』と同一文が 1、類似文が 3 を数えている。また『第二種』「教授参考書」には実際案が併せて説明されている。発音についても詳細な要領が解説図付きで示されているほか、各課の授業展開の方法が逐一丁寧に記されている。それぞれの課（頁）ごとに、①教材、②教材観、③指導目標、④教材研究、⑤指導準備、⑥指導計画（各時間毎の指示）に分けて説明され、微に入り細を穿っている。その中で、二、三の注目される事項について述べておきたい。

まず、アクセントについて。10 頁の説明によれば「アクセントは独立する単語毎に意義を表わす慣習の一として、声の比較的高低関係が固定しているものをいうのであって、自分の概念を正しく発表するには是非心得ておかねばならない。何となればアクセントの相違によって他の意味に解せられるからである」という（『第二種』教授参考書 375 頁）。第 10 頁からアクセントを注意する語句が一部示され、丸点がついている。例えば、「コドモガイマス」のように付けられる。但しアクセントの意義については次のように述べられている。「アクセントは近来、統一しようとする研究が起こっているが、従来が区々であった関係から、当地で統一は直ちに望まれない事情にある。大体一致しているだろうと思われるものについて示せば、○掲げる音、印のないのは平に」との説明があり、付け加えて「○があるからとて著しく揚げると却って聴き難くなる」とする（『第二種』教授参考書 423 頁）。このことから、アクセントは統一的に示すものではなく、他の意味に誤解されぬよう注意するという見解であろう。アクセントの丸点の指示は 10 頁から 35 頁（課）までの教材研究の一部に示されている。それも各々、2~3 行の文についてのみであって、36 頁（課）以降にはアクセントの説明はなくなっている。

発音については中国の児童の誤り易い傾向を指摘している。例として、ユウガタ→ユガタ、マッテ→マテ、ナガイ→ナカイ、アラッテ→アラテ、センセイ→シェンセイ、ザッキチョオ→ザチチョオ等があげられ、巻末にはその一覧表が 4 頁にわたって示されている（『第二種』教授参考書 447 頁）。そのうち大きな特徴としては、ヒ→シ（ヒト→シト）、キ→チ（キレイ→チレイ）、濁音（コドモ→コトモ）、促音（ノッテ→ノテ）、長音（ヒコオキ→ヒコキ）等が挙げられる。このうち促音の出し方の要領として「『ツ』のとき、舌先の下面は上顎の歯列の内側に着いて、息を塞ぎ、一時休止状態になり、次にその舌先を下方に離すとき『テ』音が破裂音となって出る」というように記しているのは細かい説明である。鼻音についても、鼻をつまんで発音できないので区別されるという。

助詞の指導方法としては、分解的に理屈的に教え込むのではなく、実際の文章の中でもまとめて覚えるように説明している。「ガ」なら「ウマガハシリマス」、「ニ」なら「ウマニノリマス」という具合である。また掛図を各单元ごとに用意し、教師には教科書の文に見られる単語の实物を持参するなどのアドバイスが随所に見うけられる。

#### (4) 卷2~4の概略

卷2：漢字が使われ始める。これは『初等』と同じである。また卷1には目次がないが、卷2からは目次がモクロク（目録）の名称で示される。目録というのは目次に当たる中国語である。因みに『初等』教科書では卷2～卷4は目録、卷5～卷8は目次としており、不統一であるが、『第二種』は全2、3、4巻ともすべて目録とする。中国的題材としては正月の聯と爆竹があり、日本の題材としては、お月見の歌、ままごと、運動会がある。またイソップ物語から猫と狐の話を採っている。『初等』教科書と比べて、類似の文章は「ナマケモノノロバ」、「白イ豚」、「サルマワシ」だが、やや改められている。文章は全てカタカナで表音仮名遣いとなっている。

卷3：初めてひらがなを含む文章が登場し、14課がそれで全てひらがなの初文章となっている。表音仮名遣いであるため、今日から見ると違和感がある。中国的題材としては、中国の年中行事の紹介、清明節、爆竹、廟会（縁日）、京劇、孟母三遷、月の桂があり、日本の題材としては、小野道風、花咲か爺、いろは歌がある。またイソップからアリとキリギリスの話を用いている。『初等』と同一の題材として、ギッコンバッタン、こびきさんの2課があり、類似の題材はかなり多く、10の課にのぼる。即ち、清明節、遠足、塩と砂糖、望小山、竈祭り、爆竹、石炭、かしこい母親、月の桂、水中の玉がそれであり、わずかに言い方を改めた部分が見受けられる。

また大きな特色としては、『初等』で満州として記されていた文章は満州國に改められ、省の数も三省（奉天省、吉林省、黒龍江省）に、熱河省と興安省を加えて五省となり、首都は新京（今の長春）と記されている。

一部分であるが、軍隊遊びの文章があるのは当時の軍国主義的趨勢を物語るものであろう。

卷4：ひらがな文が多くなる。全33課のうち6課分がカタカナ文であるが、それも卷の前半に置かれている。

中国的題材としては、お月見、爆竹、高粱の取り入れ、正月の春聯、元宵節、金州の鉄牛、徐福の不老不死のほか、地理として、奉天、大連、満州の温泉の説明がある。日本の題材としては、歴史的人物が多く登場し、森蘭丸、堺保己一、武田信玄と上杉謙信、乃木

大将の物語が記されている。地理としては日本見物の文章がある。ここで武士や軍人を称する題材が増えているのは『第二種』の特色といえる。

文章的に『初等』教科書の題材と比べると、全くの同一文は2課で、「ろばのすず」と「ひばり」であり、一部書き改めたものは15課分にあたり、その題材名は「新聞」「大連」「種痘」「奉天」「人の体」「不老不死」「お月見」「義犬」「日本見物」「人の口」「公徳」「満州の温泉」「唐王殿」「磁石」「寒食の日」である。卷4の33課のうち、17課が同一文か類似文であり、半分程度を『初等』に依存していることが判る。

以上は『第二種』教科書全4巻のうち卷1の内容と主旨および卷2～卷4の概略を述べたものである。それらの特色を『初等』教科書と比べる形で見てゆくと、次の点が挙げられる。

- ① 両教科書ともに、日本語のみによる直接法が方針とされ、殊に巻頭では絵画のみの頁が設けられている。『初等』は5頁、『第二種』は9頁と多くなっている。また各課にも極力、挿画が添えられている。
- ② 表音仮名遣いを使っている。巻1はすべてカタカナで、巻2から漢字、ひらがなを交えている方法も両教科書に共通である。
- ③ 教科書教材の題材を比べると、『第二種』教科書はその多くの素材を『初等』教科書から採用しており、同一テーマで殆ど近似の文章が数多く見受けられる。僅か二、三の語句を修正しただけのものもある。他方、全く同一の文章が4課分あるが、それらは共に詩文であり、改変することのできないものである。
- ④ 1932年に満州国が建国されるが、両教科書はその前と後の状況を如実に示している。即ち『初等』で記されていた「満州」は『第二種』では「満州国」に改められ、行政区画の名称も異なり、また日本の武士の故事や乃木大将の話を加えた『第二種』は、当時における政治・軍事的状況を背景に、日本の精神を教育するための方法として用いられたものと思われる。『第二種』にある兵隊遊びの文章も軍国主義的色彩を窺わせる。但し、中国の故事や寓話、教訓話など、今日でも使用可能な題材も見受けられる。
- ⑤ 双方の教科書は、日常会話や生活描写が多く、話し方に主体を置く点は共通した方針である。文体も「です、ます」体が使われ、朗読に適した形となっている。

## 四 旧満州時代の日本語教科書の問題点と総括

### A 旧満州時代の日本語教科書の長所・短所

旧満州時代の教科書を2種類分析してきたが、その『初等』教科書と『第二種』教科書を通じて、現在の日本語教育に関してメリットがあるか、デメリットはどのような点かを考えてみたい。まずメリットと見られる点は①絵画教材を使って音から覚え、声に出して問答する形式は一定の効果があろう。特に中国では聞く・話すが重視される傾向があり、正確な発音をリピート学習することは意義がある。②日常生活の会話が主体であること。これも実用本位の語学としてふさわしいと思われる。③題材として日中いずれかに偏ることなく、双方の生活習慣、故事等を用いているのは日本語を通して理解する上で役に立つ。

他方、デメリットとしては、①表音かな遣いの取扱い方である。当初は発音通りの文字表記でも良いと思われるが、一定の課を学び終えたところで、主語を示す「は」、目的語を示す「を」、場所を示す「へ」等を区別して教えるようにして、文章表記上の見分けやすさを助ける必要がある。但し当時は歴史的仮名遣いが多く使われ、全てを初学年で習得することは難しい。②両教科書が共に直接法を用いる点は立場によってメリットともデメリットとも見なしうるが、全編を直接法のみで教えるのは難しいと思われる。単純な語句は直接法でもよいが、複雑な表現や未知の事象、観念的な語句は対訳を用いてもよいのではないかだろうか。「教授参考書」にもそうした言及が見られる。③これは時代的背景によるものであるが、軍国主義的傾向が窺えることは当然のことといえる。

ところで、満州時期において、この直接法の教育が当時どのように実施されていたかを見てみると、1932年頃の関東州の中学校では、日本人教員が多く、徹底されていたが、他の学校では、中国人の日本語教員が多く、とうてい直接法で教育できる状況ではなかった<sup>[18]</sup>。しかし、依然として日本及び満州国政府は直接法による教育方針を主張し、現場の教育の実情との間に矛盾が生じていたのである。

こうした直接法による教育を改め、新たな教育方法を考え出したのが、上記した大出正篤である<sup>[19]</sup>。かつて山口喜一郎の直接法教育論に従って教科書を編纂した大出正篤であったが、次第に直接法の限界を認識し、「速成法」という日本語教育法を作り出した。氏によれば、直接法による教育は相当長い年月を要する方法であり、当今の情勢に即した教育の急務を果たすには「速成式話法教授法」が必要であるとし、これが「速成法」といわれる日本語教育法であった。即ち、速成法とは外国語である日本語の教材について、その解釈を学習者の母国語である中国語で解説し、その教材を自宅で予習するという理解の段

階を経て、授業においては中国語を用いず、日本語のみによって実際に使用する段階に進むというもので、会話の練習が中心とされた。これは直接法が、外国語である日本語のみを用い、嬰児が言語を習得する方法で学習するのとは全く異なり、母国語である中国語を活用して、理解を早め、日常用語を身につけようというものである。そこで、使われる教材は訳註本とよばれ、1937年には『効果的速成式標準日本語読本』が教科書として出版された。これは成人の日本語検定用の教材として使われたものである。

但し、上述したように満州国と日本の文部省は直接法による日本語教育を持続させ、速成法に変更することはなかった。その理由の一つは、直接法の教育に存する日本精神の教育という柱を重視したからである。しかしながらやはり直接法による教育は困難であり、教員によるコミュニケーションの方法や教育技能に問題があった。単に絵を見たり、短い言葉を繰り返したりしても、言語の習得は容易ではないし、相互のコミュニケーションはどうてい覚つかない。日本人の教員からも直接法に反対する意見が出され、国府種武は翻訳による理解が必要であるとの提案を出している<sup>[20]</sup>。

## B 満州国での日本語教育の特徴

上記の直接法による日本語教育が不都合をきたし、また速成法の如き教育法が考案されたにもかかわらず、満州国においては国家的規模のもとで、直接法が維持されていったのであり、多くの矛盾をかかえながら強制的に教育が施行されたというのが実情であったと見られる。この直接法による満州国での日本語教育において特徴的な点を指摘したい。

その①は国家的強制力が著しいことである。1932年の満州国成立以前にも、東北地方の満鉄附属地や関東州で日本語教育が実施された時期においては日本の文部省がこれに関与し、主導的立場にあった。また1932年以降では満州国の国家的政策として日本語教育が施行され、その背景には日本の文部省が介在していた。一貫して国家的見地からの政策的教育の重要な一環として行われた日本語教育である点に特色がある<sup>[21]</sup>。

その②はそれらの日本語教育が行われた区域が半植民地状況であったことである。当地の中国人にとって日本語は外国語ではあるが、最も重要な外国語であり、それを学習し身につけることが重要視されていた。それは満州一帯が日本政府からの直接的、間接的に管轄を受けるという政治的状況の中に存していたからである。旧満州は植民地ではないため、公用語は中国語であるが、日本が宗主国的立場にあったことから、第一外国語として日本語を学ぶことが重視されたものである。

その③として、満州国時代前後に日本語教育に携わった教育者が日本人中心であったことがあげられる。教員自体が日本人であることが要求されたのは勿論であり、日本国内か

ら数多く採用され移住したのである。但し実際の教員は日本人のみでは不足で、現地の中国人教員が多数を占めていたことは上記した通りである。しかしながら日本語教育の管理や運営に当たったのは日本人であり、日本語教育の方針、教科書の作製など、すべて日本人が主体となって行われた。中国人学生に日本語を教えるにあたって、学ぶ立場から教育をするのではなく、教師側からの教育方針に従って実施されたものである。従ってそこには学生たちの要望への対応や学習確認などはなされることなく、一方通行的な方法であったことが特色となっている。当時、日本語教育をするにあたって、中国人教育者と相談することはあっても、教育を実施する主体は日本人であり、日本人の考え方に基く日本語教育方法であったといえる。これは今日の中国における日本語教育が中国人主体であるのと対照的位置関係にあるといえよう。

旧満州時代に直接法教育が可能であった背景は、こうした日本人の政治的立場があったからではと考えられる。日本語を教えるのには日本語だけを使えばよいとするのは、そこに多少なりとも上下意識が感じられる。中国語を軽んじ、日本語中心主義的思想が当時支配的であったことは言うまでもないからである。

その④は、これも当時の歴史的状況によるものであるが、日本軍国主義の思想が底流に存していたことである。日本の中國大陸進攻は大東亜共栄圏の一環であり、満州國はその重要な拠点であった。当時、日本は軍事力を背景にアジア各地に勢力を広げており、当地での教育政策においても、その支配力の根拠は軍事力であった。このことから、日本語教育も日本の軍事的政策に沿った方針で行われたのであり、かつまたその中心的存在として日本語教育が位置づけられていた。即ち、軍事的思想の影響を強く受けるとともに、軍事力による有形無形の圧迫があったことと思われる。こうした軍事力、軍国思想をもとにして初めて、旧満州国における日本語教育の方法として直接法が施行されたことに注目したいと思う。換言すれば、政治的、軍事的な権限が直接法による教育を可能ならしめたと考えられる。

以上の4点が満州国における日本語教育の特徴としてあげられ、そこに歴史的意義を窺うことができる。

## 注

[1] 福井優「満州国に於ける日本語普及の状況」、国語文化学会編『外地・大陸・南方日本語教授実践』国語文化研究所発行（1943） 182頁

[2] 駒込武「戦前期中國大陸における日本語教育」、『日本語と日本語教育 15 日本語教育の歴史』明

- 治書院 (1991) 131 頁
- [3] 福井優 (注 1 書) 「満州国に於ける日本語普及の状況」 183 頁
- [4] 福井優 (注 1 書) 「満州国に於ける日本語普及の状況」 183 頁
- [5] 関正昭『日本語教育史研究序説』スリーエーネットワーク (1997) 32 頁
- [6] 駒込武「戦前期中国大陸における日本語教育」、『日本語と日本語教育 15 日本語教育の歴史』明治書院 (1991) 135 頁
- [7] 関正昭『日本語教育史研究序説』スリーエーネットワーク (1997) 32 頁
- [8] 加島福一「公学堂に於ける日本語教育」『日本語』3 卷 1 月号 日本語教育振興会発行 (1932) 92~93 頁
- [9] 山口喜一郎「直接法と対訳法 (二)」『日本語』2 卷 9 月号 日本語教育振興会発行 (1942) 23 頁
- [10] 山口喜一郎 (注 9 書) 「直接法と対訳法 (二)」 25 頁
- [11] 竹中憲一編『「満州」植民地日本語教科書集成』(全 7 卷) 緑陰書房 (2002 年復刻版) 第 1 卷所収、各巻の出版年は次の通り：卷 1：1924 年、卷 2：1924 年、卷 3：1925 年、卷 4：1927 年、卷 5：1926 年、卷 6：1927 年、卷 7：1927 年、卷 8：1927 年。
- [12] 倉島長正『国語 100 年』小学館 (2002) 15 頁
- [13] 竹中憲一編 (注 11 書) 『「満州」における日本語教科書の変遷』第 7 卷所収 399~400 頁
- [14] 竹中憲一編 (注 11 書) 『「満州」における日本語教科書の変遷』第 7 卷所収 223 頁
- [15] 佐藤泰正編『宮沢賢治必携』学燈社 (1980) 105 頁
- [16] 竹中憲一編 (注 11 書) 第 1 卷所収、各巻の出版年は次の通り：卷 1：1933 年、卷 2：1932 年、卷 3：1933 年、卷 4：1933 年。
- [17] 関正昭・平高史也「山口喜一郎とグアンの教授法」、『日本語教育史』アルク出版 (1997) 60 頁
- [18] 中村忠一「国民練成への日本語教育」、国語文化学会編『外地・大陸・南方日本語教授実践』国語文化研究所発行 (1943) 195 頁
- [19] 関正昭・平高史也「速成式教授法と大出正篤」、『日本語教育史』アルク出版 (1997) 50 頁
- [20] 国府種武「文化理解のための日本語教授」、国語文化学会編『外地・大陸・南方日本語教育実践』国語文化研究所発行 (1943) 215 頁
- [21] 安田敏朗『近代日本語史再考Ⅱ 帝国化する「日本語」と「言語問題」』三元社 (2000) 142 頁